

阿南市立富岡幼稚園重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1 施設の目的及び運営の方針

名称	阿南市立富岡幼稚園			
所在地	徳島県阿南市領家町浜田182-1			
連絡先	(施設の電話番号) 0884-22-0561 (施設のFAX番号) 0884-49-5849			
利用定員	年齢区分	3歳児	4歳児	5歳児
	1号	15人	25人	25人
		合計 65人		
当園の基本方針		幼児にとってふさわしい環境の中で、心身ともに調和のとれた人間性豊かな幼児を育てる。 (めざす幼児像) ・考える子ども（自分で考え、行動する子） ・思いやりのある子ども (豊かな感性を持ち、人とかかわることを喜ぶ子) ・たくましい子ども（心身ともに健康で意欲的な子）		

2 提供する教育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、教育課程に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

3 職員体制(令和7年4月1日 現在)

(1) 職員の配置状況

職種	員数	職務の内容	氏名
園長	1人	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	森 香苗
主任教諭	1人	園長を助け、行事の企画・運営、職員・園児の教育をつかさどる。	溝口 真実
教諭	4人	園長を助け、園長の命を受け、園務の一部を整理し、園児の教育をつかさどる。	丸龍 慶子 新居 菜摘 永浦 千尋 高原 真生
助教諭	3人	教諭の職務を助け、園長の命を受け、園務の一部を整理し、園児の教育をつかさどる。	大谷ゆかり 折野 実来 山本 優子
用務員	1人	園の環境の整備その他の用務に従事する。	島 由香里

※ 新年度の職員配置状況については、園だよりにて改めて御案内します。

(2)学校嘱託医、学校嘱託歯科医

	医療機関の名称	学校嘱託医名	電話番号
内 科	岸医院	岸 彰	0884-23-0272
耳鼻科	徳島大学医学部 耳鼻咽喉科	神村 盛一郎	088-633-7169
眼 科	島内科眼科医院	島 宏美	0884-22-1147
歯 科	井坂歯科医院	井坂 和史	0884-22-0925

4 提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	9:00~14:00(5 時間)
休業日	日曜日・土曜日・祝日
	学年始休業日(4月1日~4月7日)
	夏期休業日(7月21日~8月31日)
	秋期休業日(10月第2月曜日の直前の金曜日から4日間)
	冬期休業日(12月24日~1月6日)
	学年末休業日(3月25日~3月31日)
その他園長が必要と認めた日	

5 利用料等

(1)入園前

新学期用品一覧表及び入園までに用意していただく物、富岡幼稚園園児服注文書に記載のとおり

(2)入園後

利用者負担 (保育料)	園児が居住する市町村が定める利用者負担(保育料:令和元年10月幼児教育・保育の無償化により0円)		
実費徴収	給食費※1	1食当たり	380円
	行事費(日用品費を含む)	月額	600円
	材料費	月額	800円
	絵本代	月額	600円
	PTA会費	年額	8,400円
	日本スポーツ振興センター掛金	年額	200円
その他	引き落とし手数料	月額	10円

※1 納食費について、園児が阿南市に住所を有している世帯は、給食費の免除を受けることができます。

※2 写真代・遠足バス代等、適宜集金袋にて実費徴収致します。

(3)支払方法

行事費、材料費、絵本代	毎月はじめ、ゆうちょ銀行口座引き落とし 4月分のみ集金袋にて集金
PTA会費	6か月分を4月、10月に口座引き落とし
日本スポーツ振興センター掛金、新学期用品購入費	集金袋にて4月に年額集金

6 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用決定	阿南市立幼稚園入園許可通知書の交付による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から退園の申出があったとき ・期間満了によるとき ・保育に堪えられない等退園の必要があると阿南市教育委員会が認めたとき ・正当な理由なく園納金又は預かり保育料を納入しないとき

利用に当たっての留意事項	<p>【登園時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8時30分から9時00分 <p>※ 当日に欠席、又は登園が遅れる場合は9時までに電話でご連絡ください。</p> <p>※ 園児服を着用して登園してください。(6月から10月除く)</p> <p>【降園時間】</p> <p>14時00分</p> <p>※ 給食がない日は11時30分降園になります。</p> <p>【通園方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則保護者が送り迎えをしてください。保護者以外の方が送り迎えをする場合は必ずあらかじめ園に連絡してください。 ・十分な駐車スペースが確保できていないため、保護者及び近隣の方々にはご迷惑をおかけしています。お近くの方はできるだけ徒歩又は自転車での送り迎えにご協力お願いいたします。 ・詳しい送迎方法は、別紙を参照。 <p>【給食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の給食開始日は次のとおりです。 3歳児 5月7日 4歳児、5歳児の継続児 4月11日 ・アレルギーなどで除去が必要な場合はあらかじめ幼稚園に申し出てください。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与薬の取り扱いについて、園では与薬できません。必要不可欠な場合は、医師の処方を受けた薬で「与薬依頼書」で受けたもののみ与薬を行います。薬局で購入した薬は与薬できません。 ・園に置いておく着替え一式を袋に入れて準備してください。(動きやすい・汚れてもよい服装)
--------------	--

7 連絡手段(まち comi メール)

幼稚園から携帯メールによる連絡手段として「まち comi メール」を使用しています。登録いただいた保護者の方に幼稚園から主に次の事項を周知します。電話連絡等では緊急の連絡に対応できない恐れもありますので、登録のご協力をお願いいたします。

※ 個人情報保護の観点より、他の登録者からメールアドレスを見ることはできません。

- (1) 臨時休園のお知らせ
- (2) 不審者情報
- (3) その他緊急性を有する連絡

8 緊急時における対応方法

(1) 対応方法及び関係機関

特定教育・保育の提供中、園児に体調の急変などがあった場合、すみやかに園児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

お迎えについては、原則保護者が迎えにきてください。保護者以外の方が迎えに来る場合は事前に園に連絡してください。

(2) 非常災害対策

防火管理者	園長 森 香苗
消防計画届出年月日	令和7年4月1日
避難訓練	火災・地震・津波・不審者侵入・ミサイル発射を想定した避難訓練を月1～2回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	(第1次避難所) 園舎にいることが危険な場合 園庭 (第2次避難所) 園庭にとどまることが危険と判断した場合 富岡小学校 (第3次避難所) 津波の危険があると判断した場合 富岡小学校4階
緊急時の連絡手段	電話、まち comi メールなど
「緊急時の危機対応に関するマニュアル」参照	

(3) 警報発令時の登降園について

登園前の場合	登園前に警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪・津波警報・津波注意報)あるいは災害に関する勧告等が、「阿南地域」に発令された場合は、自宅待機又は避難してください。また、震度5弱以上の地震が起きた時は原則臨時休園とします。
8時までに解除あり	まち comi メールで登園時間をお知らせします。給食が中止されている場合は、午前中の保育となり11時30分に降園します。 ※ 地域事情により、保護者が危険と判断する場合は、幼稚園に電話連絡の上、休ませてください。その際は欠席扱いになりません。
	臨時休園になります。 ※ ただし、台風が通過し回復傾向にある場合は、9時まで臨時休園の判断を待ちます。その場合はまち comi メールでお知らせします。
登園後の場合	まち comi メールでお知らせしますので、お迎えに来てください。 ※ 津波警報発令の場合は、お知らせより先に第3次避難場所に避難します。 ※ 地域の事情により、保護者が危険と判断する場合は、まち comi メールを待たず、できるだけ早くお迎えに来てください。
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	(1)地震発生直後「調査中」又は、調査の結果を受けて「巨大地震注意」が発表された場合 ・登園前の場合、注意対応しながら受け入れ、保育を実施します。 ・保育中の場合は注意しながら通常保育を継続します。 ・しかし、保育の実施や継続が危険であると予測される場合は、まち comi メール等で自宅待機やお迎えをお願いする場合があります。 (2)調査中の発表後、調査の結果を受けて「巨大地震警戒」が発表された場合 ・巨大地震警戒対応を取る1週間を基本として臨時休園します。 ・保育中に発表された場合、保護者自身の安全が確保できましたら、速やかにお迎えをお願いします。(状況によっては避難場所へ避難します)

9 相談・要望・苦情対応

(1) 窓口

	氏名	職種
相談・苦情受付担当者	森 香苗	園長
相談・苦情解決責任者	森 香苗	園長

(2) 対応方法

当園は、要望・苦情等を受けた場合には、次の措置を講じます。

- ・話し合いの場及び時間を設け、適切に対応し、改善を図ること。
- ・要望・苦情の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告すること。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 窓口

	氏名	職種
虐待防止受付担当者	森 香苗	園長
虐待防止責任者	森 香苗	園長

(2) 対応方法

当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ・職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- ・虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は保護者等(教育・保育給付認定保護者等園児を現に監護する者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律に従い、教育・保育給付認定子ども所在市町村及び児童相談所等適切な機関に通告します。

11 個人情報の取り扱い

(1) 管理

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、厳重に管理します。

(2) 提供・掲載

次の事項について、保護者の同意を得た場合に限り、教育の提供に当たり知り得た園児の情報、園児の顔写真、氏名、作品及び活動の様子を掲載又は提供します。

- (1) 小学校又はその他の特定教育・保育施設への情報の提供
- (2) 新聞・テレビ等の外部機関への氏名・写真の提供
- (3) 園便り・クラスだよりその他園作成物における写真・氏名の掲載
- (4) 園内における写真の掲示

12 その他特定教育・保育の運営に関する重要事項

入園までに用意していただくものは、別紙「入園までに準備していただく物」のとおりです。全ての持ち物・衣服には、ひらがなで名前を記入してください。

○年間行事(主な予定)

4月	始業式、入園式、保育参観、PTA総会、家庭訪問	10月	園内運動会、前期終業式、秋休み、後期始業式、交通安全教室
5月	春季バス遠足、定期健康診断	11月	祖父母参観、秋の遠足 サッカー教室
6月	保育参観、交通安全教室、プール開き	12月	わくわく劇場、餅つき、お楽しみ会 個人懇談
7月	保育参観、夏祭り、夏休み	1月	PTA 役員会
8月	登園日、美化作業	2月	保育参観、作品展、交通安全教室、入園説明会
9月	PTA 役員会	3月	お別れ遠足、お別れ会 修了証書授与式、修了式、春休み
毎月	身体測定、避難訓練、誕生会		

○一日の流れ

時間	園児の生活
8時30分～9時00分	〈登園〉あいさつや所持品の始末 〈環境にかかわって目的をもって遊ぶ〉 ・自分なりに ・友達と一緒に ・クラスのみんなと一緒に
11時30分	〈片付け〉
12時00分	〈給食〉当番活動・食事・片付け 〈環境にかかわって目的をもって遊ぶ〉
13時30分	〈帰りの集会〉 ・歌・話・手遊びなど ・降園時の活動
14時00分	〈降園〉